

## 昭和音楽大学の学則の変更について（届出）

令和 4 年 3 月 29 日

文 部 科 学 大 臣 殿

学校法人東成学園

理事長 下八川 共祐

このたび、下記の事項について、学校教育法施行規則第 2 条の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。

なお、学則については、全文をホームページ上で公表しており、添付を省略します。

### 記

- ・ 音楽学部作曲学科の廃止に係る学則変更

※当該学科の学則変更手続は平成 28 年度に実施。  
本件は当該学科の廃止を届け出るもの。

・ 音楽学部作曲学科の廃止の事由及び時期並びに学生の処置方法

( 事 由 ) 音楽学部作曲学科を改組転換して、平成29年度から音楽学部音楽芸術表現学科を設置している。音楽学部作曲学科は既に募集停止しており、全ての在籍者が卒業する本年度末をもって廃止する。

( 時 期 ) 令和4年3月31日

( 処 置 方 法 ) 在籍者卒業をもって廃止